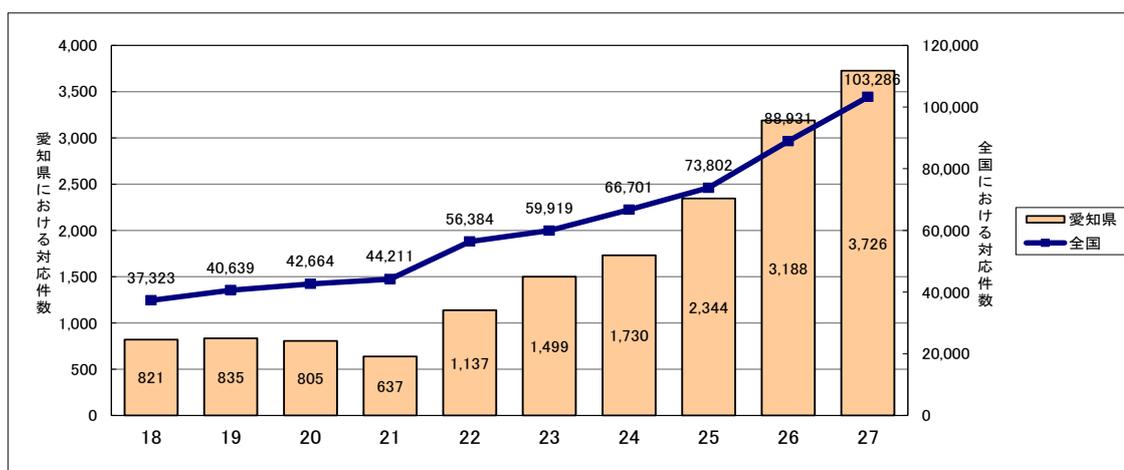


児童虐待防止対策について

1 児童福祉法等の一部改正（平成28年6月3日公布）の概要

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの法定化、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の措置を講ずる。

○ 児童虐待相談対応件数の推移（名古屋市を除く県の児童相談センター）



2 愛知県における平成29年度の主な取組

(1) 児童相談センターの専門職員の増員による体制強化

児童福祉司等の指導・教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）4名、児童心理司9名の増員及び保健師3名の配置をする。

○ 児童相談センターの専門職員数の推移

	23	24	25	26	27	28	29
児童福祉司	92	98	104	106	109	109	109
		+6	+6	+2	+3		
スーパーバイザー	15	16	17	17	18	18	22
		+1	+1		+1		+4
児童心理司	32	32	32	32	32	32	41
							+9
保健師	0	0	0	0	0	0	3
							+3
計	139	146	153	155	159	159	175
		+7	+7	+2	+4		+16

(2) 職員研修の充実による専門性の強化

児童相談センター及び市町村の専門職員を対象に、国の基準に適合した研修を開催する。

- ・ 児童福祉司任用前研修
- ・ 児童福祉司任用後研修
- ・ スーパーバイザー研修

児童相談センター職員対象

(国開催の研修に職員を派遣)

- ・ 市町村要保護児童対策地域協議会調整機関専門職員研修…市町村職員対象

○ 平成 29 年度予算額 4,449 千円

(3) 児童虐待対応弁護士の拡充

児童相談センターにおける法律相談や法的援助を行うため、子どもサポート弁護士と児童虐待対応弁護士業務に関する委託契約をし、事業を実施しているところであるが、新たに司法機関との法的調整や要保護児童対策地域協議会の支援にかかる法的業務などの業務を加え拡充し、実施する。

○ 平成 29 年度予算額 6,494 千円

(4) 児童相談センター休日・夜間相談体制の強化

24 時間 365 日、速やかな虐待通告や気軽に相談ができる体制の整備を図るため、休日・夜間における児童相談所全国共通ダイヤル 189 (いちはやく) の専門的な知識を持った相談員への委託を拡充する。

○ 平成 29 年度予算額 23,634 千円

(5) 子育て世代包括支援センターの設置促進

法定化された、妊娠期から子育て期にわたる支援拠点となる子育て世代包括支援センターの設置促進を図るため、各保健所において連携促進会議を開催するほか、行政や医療関係者を集めたシンポジウムを開催する。

○ 平成 29 年度予算額 1,162 千円